

武蔵野市自転車等総合計画(素案)の概要

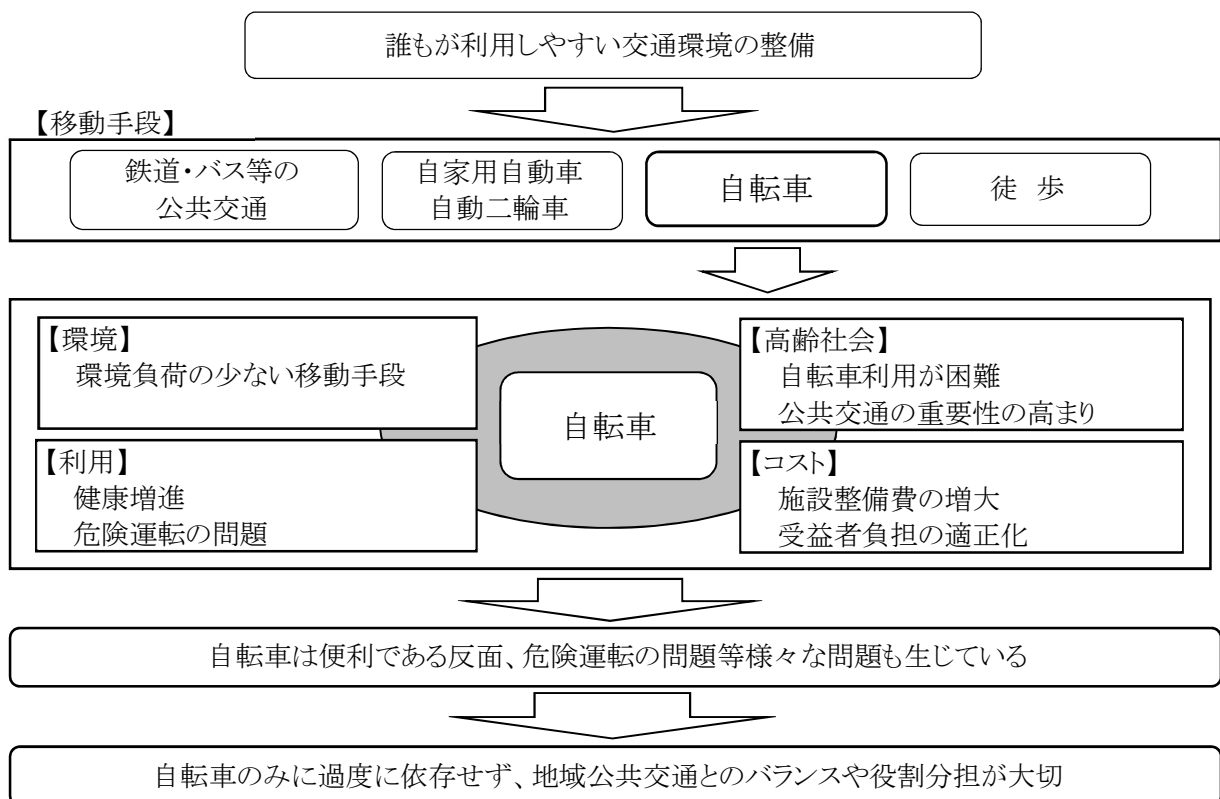
総合計画に関する基本事項

- 目的 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づき、自転車等の駐車対策、道路交通環境整備、交通安全活動推進等について定める。現状と課題から、自転車環境や安全利用の方策を総合的に示すとともに、自転車に関わる総合的かつ網羅的な計画として、自転車活用推進を含む内容となっている。
- 位置付け 武蔵野市第六期長期計画及び武蔵野市都市計画マスタープランを上位計画とし、交通安全計画、地域公共交通網形成計画等の関連する個別計画との整合を図り、武蔵野市自転車等駐車対策協議会の意見を踏まえて定める自転車等に係る総合計画である。
- 対象区域 武蔵野市全域
- 計画期間 令和2年度～令和7年度（2020～2025年度）
※期間内においても必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

旧計画からの主な改定点

- 今後の利用状況や人口予測を踏まえた整備目標台数の考え方
- 自転車駐車場のさらなる有効活用に向けた、定期・一時利用区分や利用料金、定期使用期限の適正化
- 自転車活用推進法を踏まえた、災害時や健康増進における活用方法の設定

自転車の位置付け



基本理念

歩行者・自転車・自動車の秩序ある共存を実現するため、だれもが安全かつ快適に利用することができる自転車利用環境の整備を推進する。

基本 施策

現状と課題

具体的な施策

I 自転車等の安全利用の推進

- 交通事故総数、自転車関与事故数ともに年々減少傾向にある中で、自転車関与事故率は40%台と都平均(36.1%)より高い関与率で推移
- 自転車利用でついやってしまう行動として「一時不停止」「傘さし運転」「車道右側通行」が上位
- 自転車安全利用講習会の受講者を増やす取り組みが必要(延べ受講者数約39,000人(H30年度末))
- 自転車利用ルールの強化・マナー向上の取り組みが必要
- 「武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画」に基づき、生活道路を含めた整備が必要
- 自転車の多様な利活用の推進が必要

I-1 関係主体の協働による取組み

I-2 自転車等の交通安全教育の推進

I-3 自転車走行空間の整備

I-4 自転車の活用推進に関する検討

II 自転車駐車場の整備及び効果的な利用の促進

- 民間事業者とも連携しつつ収容台数を確保しているが、季節や天候、時間帯等により自転車駐車場が満車状況となる場合がある。
- 一時利用区域が満車である一方で定期利用区域に空きが目立っている。
- 複数申込みや無期限または3年間にわたり利用できるため、定期利用の待機者が多い。
- 料金設定の統一化が必要
- 恒久的な自転車駐車場用地の確保が必要
- 既存自転車駐車場の更なる有効活用が必要
- 自転車駐車場の管理効率化が必要
- 民間による自転車駐車場の設置促進が必要

II-1 自転車駐車場の利用体系の再編

II-2 自転車駐車場の適正配置と整備目標台数

II-3 自転車駐車場の効果的な管理・運営

II-4 民間による自転車駐車場の整備の促進

III 放置自転車対策の推進

- 放置自転車は、継続的な放置防止指導・警告・撤去により、近年では自転車を放置しにくい道路環境を維持し、放置自転車台数についても低水準を維持
R1放置台数：平日118台(対H21比▲95%)
休日133台(対H21比▲97%)
- 市内の放置自転車数の傾向は、依然減少傾向ではあるが、横ばい傾向に近づいている。
- 広域かつ夜間に及ぶ放置自転車への対応が必要
- 全ての自転車駐車場に短時間無料制度の導入が必要

III-1 放置自転車対策の強化

III-2 共用自転車システム(レンタサイクル事業)の在り方の検討

III-3 放置自転車の再利用の促進

計画の点検と評価

計画はPDCAサイクルによる進捗管理を行い、武蔵野市自転車等駐車対策協議会において、定期的な点検と評価を行う。